

## ＜性別の取扱いの変更＞

### 1 概要

家庭裁判所は、性同一性障害者であって、次のアからカまでの要件のいずれにも該当する者について、性別の取扱いの変更の審判をすることができます。

- ア 二人以上の医師により、性同一性障害であることが診断されていること
- イ 18歳以上であること
- ウ 現に婚姻をしていないこと
- エ 現に未成年の子がいないこと
- オ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- カ 他の性別の性器の部分に近似する外観を備えていること

※ 性同一性障害者とは、法により「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」とされています。

※ 令和5年10月25日付け最高裁判所大法廷決定において、オの要件は憲法13条に違反し無効であるとの判断が示されています。

### 2 申立人（申立てができる人）

性別の取扱いの変更を求める本人

### 3 申立先

- ・ 申立人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 申立人の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・ 申立人の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

### 4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・800円分
- ・ 連絡用の郵便切手・・・500円×2枚、100円×9枚、84円×3枚、10円×7枚、  
2円×4枚 合計2,230円

### 5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

## 水戸家庭裁判所

- ・ 申立人の戸籍（除籍、改製原戸籍・全部事項証明書）（出生時から現在までのすべての戸籍謄本等） 各 1 通
- ・ 二人以上の医師による診断書 1 通
- ※ 診断書の記載要領と参考様式は、家庭裁判所の受付窓口に用意してあります。また、厚生労働省のホームページでもご覧頂けます。
- ※ 医師の診断書などの資料について、外国語により作成された書面を提出するときは、その翻訳書を提出してください。
- ※ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。